

令和 6 年度 川崎市立学校施設の電気量及び水道量等調査業務委託 仕様書

1 契約期間

契約日から令和 6 年 9 月 13 日（金）まで

2 履行場所

川崎市立学校 1 6 9 校

3 業務目的

本市では、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動等の場として、市立学校の校庭や体育館、武道場、特別教室等を学校教育に支障のない範囲で市民に開放しており、現在、令和 6 年 2 月に策定した「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」に基づいた取組の一環として、学校の開放施設における受益者負担の考え方を見直し、令和 7 年度からの新たな使用料設定に向けた検討を進めている。

本業務は、学校の開放施設における新たな使用料の設定に向けた原価算定の対象経費の一部である「開放施設の利用に伴う光熱水費」を算出するために必要な電気量及び水道量等の調査業務を委託するものである。

4 調査内容

(1) 対象施設

別紙「令和 6 年度 川崎市立学校施設の電気量及び水道量等調査業務委託 対象施設一覧」に掲げる対象施設のうち、開放施設（校庭、体育館、武道場、特別教室等）を有する 169 施設を対象とする。

なお、開放施設の改修工事等の都合で期間内に調査が実施できない場合は、対象外とする。

【開放施設及び対象設備の内訳】

開放施設名	対象設備	対象施設数
校庭	照明	7 か所
	散水設備	146 か所
体育館	照明	167 か所
	トイレ	167 か所
	空調機（スポットクーラー、ジェットヒーター）	167 か所
武道場	照明	26 か所
特別教室等	照明	100 か所
	空調機	100 か所

※ 体育館及び武道場は、学校によって呼称が異なる場合がある（アリーナや格技室など）。

※ 1 つの対象施設で複数の特別教室等を開放している場合は、1 か所としている。

(2) 調査項目

対象設備	調査項目
照明	1 時間当たりの使用電力量及びそれに基づく電気料金（LED、メタルハライド共）
散水設備	1 回分の使用水量及びそれに基づく水道料金
トイレ	1 回分の使用水量及びそれに基づく水道料金
空調機	1 時間当たりの使用電力量及びそれに基づく電気料金（EHP、GHP 共）

(3) 調査方法

ア 現地測定及び対象設備の確認（以下「現地測定等」という）

各対象施設において使用電力量や使用水量の現地測定を行うとともに、対象設備の機種等を確認すること。なお、同様の対象設備であれば、現地測定を行わず、他の対象施設の数値等を転用する方法も可とする。

イ 電気料金及び水道料金の算出

上記アで測定した結果、及び本市が提供する対象施設ごとの料金実績データ等を基に、対象設備ごとの各種料金を算出すること。なお、同様の対象設備ごとに類型化した上で算出する方法も可とする。

5 業務内容

(1) 現地測定等の事前調整

ア 各対象施設における実施日等の詳細については、本市の承諾を得た上で、必要に応じて受託者が対象施設の職員と協議し、決定すること。

イ 実施期間は 8 月 30 日（金）までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び学校閉庁日（8 月 13 日～15 日）は原則として除くものとする。

ウ 作業時間は、9 時から 17 時までを原則とする。

(2) 現地測定等の実施準備

ア 作業に必要な技術者等は、受託者が関係法令に基づく有資格者（第一種電気工事士又は認定電気工事従事者など）を手配すること。

イ 現地測定等で使用する機材や消耗品等については、受託者が手配すること。

ウ 受託者は、あらかじめ安全責任者を定め、作業従事者に安全教育の周知徹底を図ること。

エ 受託者は、危険を伴う作業が生じる場合には、必要十分な保護具、保護手段、及び予防措置を講じて災害等が発生しないようにすること。

(3) 現地測定等の実施

ア 当日は、作業の開始及び作業の終了を対象施設の職員に必ず告げることとし、作業時の ID 着用などの指示がある場合には、その指示に従うこと。

イ 作業に当たっては、事故等が発生しないよう機材等の取扱いには十分注意するとともに、児童生徒及び学校関係者等に危険が及ぶことのないように十分配慮すること。

ウ 作業中に万一災害等が発生した場合には、受託者の負担において処理すること。

エ 作業中对象設備の不良箇所等を発見した場合には、速やかに本市に連絡すること。なお、復旧等の対応が必要な場合は、本市と協議の上で、その指示に従うものとし、軽微なものについては、受託者が対応するものとする。

オ 作業終了後は、作業範囲内の清掃及び原状復帰を行うこと。

(4) 報告書の作成

現地測定等の結果を取りまとめた上で、次の事項を記載した報告書を作成すること。

- ア 電気料金算出及び水道料金算出の考え方
- イ 現地測定及び対象設備の調査実施日
- ウ 対象施設名
- エ 対象設備名
- オ 対象設備の機種等
- カ 対象設備が照明又は空調機の場合、1 時間当たりの使用電力量及びそれに基づく電気料金
- キ 対象設備が散水設備又はトイレの場合、1 回分の使用水量及びそれに基づく水道料金
- ク 電気料金又は水道料金を算出した計算式

6 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に次の成果物を電子データで納品すること。

なお、履行期限に限らず、調査等の経過資料は本市と協議の上で業務の進捗に合わせて随時提出すること。

- (1) 報告書（Word 又は Excel 等のデータ）
- (2) 業務完了届

7 その他

- (1) 本業務の実施に際しては、適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で着手すること。
- (2) 本業務の遂行中において、対象施設、対象設備、周辺の建物、又はその他の設備に損傷を与えた場合には、受託者の負担において速やかに復旧等の対応をすること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、本業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取り扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び本業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 成果物の編集等については、事前に本市と十分協議すること。
- (5) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (6) 本業務に係る成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。